

令和 9 (2027) 年度栃木県版図柄入りナンバープレート 寄付金活用事業募集要項

1 概要

栃木県は、地域振興と観光振興のため、令和 5 年 10 月から栃木県全域を対象とする図柄入りナンバープレートの交付を開始しました。

図柄入りナンバープレートは、フルカラー版を選択する際に 1,000 円以上の寄付金をいただいております。寄付金を管理する「公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下、「財団」という。）」が、地域の協議会が選定する事業へ例年助成しています。

このため、栃木県が設置した「栃木県版図柄入りナンバープレート推進協議会」では、令和 9 年度の寄付金を充てるべき事業を以下のとおり募集します。

なお、現時点では財団から令和 9 年度の「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業」が公表されていないことから、今回の募集の当たっては、令和 8 年度版の各種規定等を準用し募集します。

※：地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和 8 年度）

<http://www.d-number.or.jp/subsidy-local8/>

2 対象事業

次の全てに当てはまる事業とする。

（１）「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和 8 年度）」の「２．助成対象事業＜実施要領 第 2 条関連＞」に定める以下のいずれかの事業であること。

- ①公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
- ②公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
- ③公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
- ④次世代自動車の普及に資する事業
- ⑤自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
- ⑥公共交通機関等の維持確保に資する事業
- ⑦街づくりに資する事業
- ⑧観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
- ⑨その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業

（２）新規事業又は拡充した事業であること。

ア 新規事業 これまで実施してこなかった取組など、純然たる新規の企画のもの。

※細事業等で事業の範囲が明確に他事業と区別できること。

イ 拡充事業 既存事業に新たな性格付けを行い、拡充を行ったもの

※既存部分も補助対象とするが、いわゆる組替・新規とされる事業については、新たな性格付けを行ったものかなど、新規性を重視した上で個別に判断

するものとする。

※なお、今回補助金活用事業として採択された事業は、拡充事業として認められる事業を除き、令和10年度以降、当該補助金の対象とならないので留意すること。

- (3) 事業の効果が県内全域に波及することが見込まれる事業であること。
- (4) 当該事業が、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用した事業であることを対外的に確認ができる表示を行うこと。
- (5) 事業費のうち、申請する助成額が助成予算額の範囲内であること。
- (6) 事業実施期間は、財団による寄付金活用事業の決定（令和9（2027）年10月下旬見込）から令和10（2028）年3月31日までとする。

3 助成金額等

- (1) 助成金額：1事業あたり250万円を上限とする
- (2) 選定件数：1事業（県全体）
- (3) 助成対象経費：事業の実施に要する経費（ただし、組織の運営費等を除く。）

4 応募方法

- (1) 応募期間：令和8（2026）年8月26日（水曜日）から同年9月28日（月曜日）まで
- (2) 応募数：各部局1事業までの応募とする

5 選定方法

- (1) 助成対象事業の選定は、「栃木県版図柄入りナンバープレート推進協議会」（事務局：総合政策部人口未来課）において行う。
- (2) 対象事業は、適合性、広域性、新規性、実効性等の観点から選定する。
- (3) 選定された事業について、栃木県のホームページ上に掲載する。なお、審査の経過や結果（不採択の理由等）に関する問合せには一切応じない。

6 スケジュール

- (1) 寄付金活用事業への応募【締切：令和8年9月28日（月）】
各部局は事業内容及び事業費に関する次の資料を人口未来課に提出
 - ・ 予算要求書4号様式（事業概要説明書）
 - ・ その他参考となる資料
- (2) 栃木県版図柄入りナンバープレート推進協議会での審査【令和8年10月上旬】
- (3) 寄付金活用事業の内定通知【令和8年10月上旬】
審査を踏まえて、人口未来課から各部局へ選定事業を通知
- (4) 令和9年度当初予算要求【令和8年11月～】
選定事業は、寄付金活用事業の助成金を特定財源扱いとして予算要求
- (5) 財団へ寄付金活用事業の申請【締切：令和9年7月上旬（予定）】
選定事業は、財団が規定する以下の応募書類を人口未来課に提出

- ・（様式第 1）図柄ナンバープレート（地方版）の寄付金活用事業助成金交付申請書
 - ・（様式第 1 別紙 1）助成金交付申請事業の概要
 - ・（様式第 1 別紙 2）助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等
 - ・（様式第 1 別紙 3）助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳（予定）
- （6）財団から寄付金活用事業の交付決定通知【令和 9 年 10 月下旬（予定）】
 財団から担当課へ交付決定通知を発送
 交付決定後から令和 10 年 3 月末までに事業を実施
- （7）実績報告書の提出【締切：事業完了した日から 30 日以内】
 財団が規定する以下の書類を提出
- ・（様式第 8）図柄ナンバープレート（地方版）の寄付金活用事業助成対象事業実績報告書
 - ・（様式第 8 別紙 1）助成金交付決定事業の実施結果
 - ・（様式第 8 別紙 2）必要となる助成金の額及び助成対象経費の内訳等
 - ・（様式第 8 別紙 3）助成金交付決定事業に係る総事業費の財源内訳
 - ・（様式第 1 2）図柄ナンバープレート（地方版）の寄付金活用事業助成対象事業に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

7 その他

- （1）本要項に記載のない事項については、上記 1 の「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和 8 年度）」における以下の規定類によるものとする。
- ①公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考規程 <選考規程>
 - ②地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領 <実施要領>
 - ③地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成募集要項 <募集要項>
- （2）事業の採択を決定するのは財団であり、協議会の選定をもって、助成を確約するものではないことに留意すること。

また、令和 9 年 5 月頃公表予定の「地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業（令和 9 年度）」において、上記要領等が変更され、助成対象事業の実施に影響がでる可能性があるので留意すること。

なお、変更により助成対象事業の実施に支障が生じた場合でも、財源の補填等の措置は講じないので承知されたい。

参考

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成事業（令和８年度）

「２．助成対象事業〈実施要領 第２条関連〉」

①公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業

（事業の例）

- ・ ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの普及
- ・ 移動支援のための福祉車両の購入
- ・ 観光地設備のバリアフリー化に係る取り組み
- ・ 災害復旧・復興支援として行われる公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業 等

②公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業

（事業の例）

- ・ 連節バス、バス専用道等を組み合わせて、公共交通の速達性・定時性の確保や輸送能力の増大を可能とする BRT（Bus Rapid Transit）の普及
- ・ イベント等における臨時バスの運行、周遊バスの発行
- ・ 災害復旧・復興支援として行われる公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業 等

③公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業

（事業の例）

- ・ 外国人旅行客等が公共交通の移動中でも交通情報の円滑な収集が可能となるバスやタクシー等の車内、乗降場所への無料公衆無線（Wi-fi）の設置
- ・ 多言語対応のタクシー配車アプリの普及等
- ・ バス停留所等の整備
- ・ 二次交通が不便な地域におけるレンタサイクルの普及促進（自転車導入やサイクルラック設置費用等）
- ・ M a a S 等の導入における実証実験等
- ・ 観光スポットでのゴミ拾いや落書き消し等の環境保全・美化活動
- ・ 観光情報の広報・P R
- ・ 観光促進に係る取り組み
- ・ 観光客誘客に関する取り組み
- ・ 観光イベントや誘客キャンペーンの開催に関する事業
- ・ 災害復旧・復興支援として行われる公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業 等

④次世代自動車の普及に資する事業

（事業の例）

- ・ 交通事故の削減等の抜本的な改善効果が期待される自動走行システム等の新たな自動車技術の

導入に資する事業

- ・自動車分野における省エネ対策、地球温暖化対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の普及に資する事業
- ・災害復旧・復興支援として行われる次世代自動車の普及に資する事業 等

⑤自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業

(事業の例)

- ・交通遺児一時金等
- ・交通安全の広報・啓発
- ・交通安全に資する路灯や防犯カメラの設置・修理
- ・交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線等）、横断歩道及び周辺等への事故防止柵等の設置
- ・バスやタクシー等の公共交通事業者に対するドライブレコーダーやバックモニターの設置
- ・災害復旧・復興支援として行われる自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業 等

⑥公共交通機関等の維持確保に資する事業

(事業の例)

- ・過疎地域における地域交通の確保や、公共交通の利用促進のための広報・啓発などの環境づくり
- ・駅、空港からのバスや観光タクシー等の二次交通の利用促進
- ・公共交通の運転士の人材確保
- ・災害復旧・復興支援として行われる公共交通機関等の維持確保に資する事業 等

⑦街づくりに資する事業

(事業の例)

- ・無電柱化など、道路環境の整備に係る事業
- ・まちづくりに係る事業
- ・景観の観点からの野立広告物の撤去に係る事業
- ・災害復旧・復興支援として行われる街づくりに資する事業 等

⑧観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業

(事業の例)

- ・観光施設や観光拠点の維持・保全に係る取り組み
- ・災害復旧・復興支援として行われる観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業 等

⑨その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業